

平成 21 年 6 月 4 日現在

研究種目：特定領域研究

研究期間：2003 ～ 2008

課題番号：15084208

研究課題名（和文） 現代日本人の法意識と価値構造

研究課題名（英文） Japanese Attitudes Toward the Law and the Legal System.

研究代表者

木下 麻奈子 (KINOSHITA MANAKO)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：00281171

研究成果の概要：一般人の態度の法規範および民事紛争システムに対する態度を、実証的な手法によって明らかにした。具体的に述べると、2005年に全国の有権者を対象とした、調査を行った。質問項目は、法規範、法制度に対する態度、それらを規定する社会的態度等について、質問紙を用いて調査した。さらにサンプルの一部は、日本文化会議が1976年に行った調査の追試に割り当てられた。その結果、過去30年における日本人の法に対する態度の変化の有無、および現在のあり方について解明することが出来た。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2003年度	1,100,000	0	1,100,000
2004年度	900,000	0	900,000
2005年度	1,000,000	0	1,000,000
2006年度	700,000	0	700,000
2007年度	400,000	0	400,000
2008年度	200,000	0	200,000
総計	4,300,000	0	4,300,000

研究分野：法社会学 法心理学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法に対する態度、社会調査、法社会学、法心理学、規範の構造

1. 研究開始当初の背景

法学の領域では、日本では欧米の国々と比べて人口あたりの訴訟件数が低いことが知られている。その原因が法意識に基づくものなのか、それとも法制度に基づくものなのかという問題が、法社会学の分野で長年議論されてきた。

まず法意識が原因だとする説では、モビリティの低い共同体の中での内面的秩序を維持するため、人びとが外在的な法を嫌う態度を育て、それが日本の法文化になったと

する。その代表的な研究として、川島武宜の『日本人の法意識』（1967、岩波新書）が挙げられる。

一方、法制度が原因だとする説では、日本の裁判制度が人びとの訴訟利用を妨げる設計になっているので、訴訟率が低いとする。たとえば、法曹人口の少なさ、弁護士報酬の高さなどが阻害要因になっているという。

一言に言えば、前者の説は法への心理的距離を、後者の説は法への社会的・経済的距離を問題にしているといえよう。

ところがこれらの議論の中で、日本人の法意識を示すために用いられているデータは、主として川島個人の経験に基づくものにはすぎない。数少ない実証的な社会調査に基づくものとしては、日本文化会議編『現代日本人の法意識』（1982、第一法規）があるが、その調査が行われてからすでに30年以上経っている。そこで本研究のように、現代の日本人の法意識を体系的かつ実証的に調査する必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、日本人の法に対する態度の構造を実証的に明らかにすることを目的とする。研究開始当初の背景でも述べたように、従来の法社会学では、日本人の法意識が重要なテーマとして扱ってきた。

ところが今までの研究は、「法意識」の概念を操作的に定義した実証的データに基づくものではなかった。詳しく述べると、まず第1に、法文化という概念は、法文化というマクロ・レベルの問題と、人びとの法に対する考え方というミクロ・レベルの問題を混同する多義的な用語だからである。このような概念を、分析のツールとして用いるのは不適切である。そのためには「法意識」という曖昧な概念ではなく、「法に対する態度」という実証的に操作可能な概念を用いる必要がある。

第2に、法制度という制度レベルの問題と、人びとの法に対する考え方をつなぐ説明が欠けている。これまでの理論のように法制度と法意識が対立するという図式自体がモデルとして成り立たない上に、人びとの法に対する意識・態度が、どのようなプロセスを経て形成されていくのか明らかでないのである。

そこで本研究では、全国の成人を対象とした調査を行い、日本人の法に対する態度を総合的に把握しようとする。とくに法行動に関する他班のデータと併せて分析することにより、日本人の法に対する行動と態度について分析する。

この調査の主要部分（メイン調査）で取り上げた要因は、①法知識・法関心 ②法規範への態度、③法制度への態度、④一般的な社会的態度、⑤一般的な社会規範の認知、⑥マスメディア、⑦パーソナリティ、⑧デモグラフィック要因である。これらの要因が、日本人の法に対する態度に与える影響について多変量解析を用いて分析する。

また一部のサンプル（K票調査）は、1976年に日本文化会議が行った一般人の法に関する態度調査の追試に当て、30年間を経た人びとの態度の経年変化を分析する。これらのように要因間の構造および経年変化を明らかにすることによって、日本社会における法規

範の構造が、人びとの法制度に対する利用行動とどのように関係しているかを解明する。

3. 研究の方法

調査の方法は、留め置き方式で行った。具体的には、他班の面接調査の際に、我々の班の留め置き調査票を調査協力者に渡し、後日調査員が回収に赴いた。

本班の調査で留め置きとした主たる理由は、①パーソナリティ尺度を含め、さまざまな心理測定尺度からなっており、調査員の面前では回答しにくいこと、②質問数も多く、かつ尺度も6件尺度であること、である。

母集団は全国成人であり、調査全体のサンプル数は25,014である。サンプリングの方法は2段階抽出ランダムサンプルで、抽出地点は1,137地点であり、1地点から22名を住民基本台帳もしくは選挙人名簿で系統抽出法により抽出した。サンプリングは、2004年12月から2005年1月にかけて行われた。

サンプル数が多いので、質問票は1通りではなく、11バージョン（本稿では質問票の種類をバージョンと呼ぶことにする）の質問票を作成した。全体のサンプルが膨大な理由は、紛争経験者にアタックするためである。上記11バージョンのうち10バージョン（A票からJ票）が、日本人の法に対する構造を明らかにするメイン調査に割り当てられた。残りの1バージョンが、日本文化会議（1973, 1982）の追試を目的としたもの（K票調査）であり、全サンプルの11分の11に割り当てられた。

実査は2005年2月から3月にかけて行われた。回収数（面接、留め置き両方に回答した被験者）は12,408、回収率は49.60%である。なお本調査では、ランダム性を厳しく確保するために、予備サンプルの使用は、被験者死亡、転居など非常に限定的な場合に限った。そのため、回収率が50%未満になったと思われる。

4. 研究成果

(1) メイン調査

人びとの法と法制度に対する態度を分析し、それぞれの項目ごとに因子分析を行った上で、下位尺度を構成した。構成した尺度は、次のとおりである。

a. 裁判に対する態度の下位尺度

裁判に対する態度の3つの下位尺度に相当する項目の平均値を算出した。それぞれ「専門性への依存」下位尺度得点（平均2.93, SD 0.76）、「正義への期待」下位尺度得点（平均3.40, SD 0.88）、「裁判へのおそれ」下位尺度得点（平均4.10, SD 0.97）であった。内的整合性を検討するために各下位尺度の α 係数を算出したところ、「専門性への依存」

図3 素朴な道徳感情に対する
年齢別の変化（女性）

素朴な道徳感情 スケール	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上	
	1976	2005	1976	2005	1976	2005	1976	2005	1976	2005
0	137	36	127	31	146	92	33	122	69	45
1	242	164	135	133	114	128	150	122	56	85
2	242	255	183	214	220	156	200	149	181	113
3	147	236	206	163	154	229	100	149	153	164
4	168	109	183	235	154	101	200	196	139	203
5	21	145	95	133	106	147	133	115	181	220
6	42	55	71	92	106	147	183	149	222	169
合計 (%)	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

b. 融通性

規範の融通性にかかわる考え方は、1976年調査と2005年調査ではほとんど変化がない。

- ① どちらの調査においても、人々は所有権や契約の内容といった規範の内容については厳格なものを好む。
- ② 規範を適用する際には、柔軟に融通性を利かせることを好む者が多い。
- ③ どちらの調査においても、年齢や性別に関係なく、内容は厳格に適用は柔軟にとり態度が一様にみられる。

c. 厳罰志向

さらに厳罰志向について、1976年調査と2005年調査を比較した。その結果、次の3点の知見が得られた（図4、図5参照）。

- ① 1976年調査よりも2005年調査において、日本人びとは刑罰をより厳しくすべきだと捉えているようである。
- ② このような変化には男女差はみられない。
- ③ 1976年調査で20歳代であった者と、2005年調査で50歳代である者を比較すると、どの世代においても厳罰化志向が強くなっている。

図4 厳罰志向に対する
年齢別の変化（男性）

スケール	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上	
	1976	2005	1976	2005	1976	2005	1976	2005	1976	2005
0	157	88	118	40	47	122	21	57	63	38
1	348	123	279	160	224	71	354	151	25	141
2	261	316	279	200	376	204	229	252	313	359
3	148	298	213	387	20	245	271	277	297	288
4	87	158	103	213	129	337	104	239	78	167
5	00	18	07	00	24	20	21	25	00	06
合計	1001	1000	989	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

図5 厳罰志向に対する
年齢別の変化（女性）

スケール	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上	
	1976	2005	1976	2005	1976	2005	1976	2005	1976	2005
0	179	36	79	71	81	74	117	84	83	70
1	305	255	278	143	293	259	333	175	417	175
2	305	291	373	255	317	278	267	315	264	287
3	168	182	238	296	211	204	200	286	153	289
4	32	218	32	224	89	185	50	154	83	199
5	11	18	00	10	08	00	33	07	00	00
合計	1000	1000	1000	1000	989	1000	1000	1000	1000	1000

d. まとめ

これらの分析の結果、1976年調査から日本文化会議が、将来増加すると予測した「素朴な道徳感情少なく、融通性を好むタイプ」は、2005年調査においても少ない。他方、「古い形の日本型」（日本文化会議 1982）と呼ばれ、林らが将来減少すると予測していた「素朴な道徳感情が高く、融通性を好み、厳罰志向のあるタイプ」が、2005年調査では一層増加した。そして1976年調査で「最も近代的」と看做されたが少数派であった「素朴な道徳感情が少なく、厳罰志向がなく、融通性を好まないタイプ」は、現在においてもほとんどみられないことが明らかとなった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計9件）

- ① Manako Kinoshita "The Attitudes of Japanese People Towards Law and Court Grant-in-Aid for Scientific Research For Priority Areas Dispute Resolution and Civil Justice in the Legalizing Society. Working Papers, Vol. 2 Pp. 1-13. (2008) 査読無
- ② Yoshiyuki Matsumura, Manako Kinoshita, Akira Fujimoto, Hiroko Yamada, Masahiro Fujita, & Chihiro Kobayashi. "What are the Changes in Attitudes of Japanese People Toward the Law and the Legal System? Surveyed in 1971, 1976, and 2005." Chiba Journal of Law and Politics Vol.22 No. 3 Pp. 112(1) - 61(52) (2007) 査読無.
- ③ 木下麻奈子「私たちの法への態度は、どのように変わったか」文部科学省科学研究費特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」ワーキングペーパー第1集 16頁-24頁 (2007) 査読無
- ④ Yoshiyuki Matsumura, Akira Fujimoto, Manako Kinoshita, Hiroko Yamada, Masahiro Fujita, & Chihiro Kobayashi. Japanese Attitudes Toward the Law and the Legal System: An outline of the Research Conducted in 2005. Chiba Journal of Law and Politics Vol. 22 No. 2 Pp. 130(1) - 51(80) (2007) 査読無.
- ⑤ Yoshiyuki Matsumura, Manako Kinoshita, Akira Fujimoto, Hiroko Yamada, Masahiro Fujita, & Chihiro Kobayashi

Japanese Attitudes Toward the Law and the Legal System: Its Theoretical Model and Research Design. Chiba Journal of Law and Politics Vol. 22 No. 1 Pp. 214(47) - 176(85) (2007). 査読無

- ⑥ 松村良之・木下麻奈子・藤本亮山田裕子・藤田政博・小林知博「日本人の法意識はどのように変わったか—1971年、1976年、2005年調査の比較—」北大法学論集 57 卷 4 号 435-474 頁 (2006) 査読無
- ⑦ 松村良之・藤本亮・木下麻奈子・山田裕子・藤田政博・小林知博「現代日本人の法意識の全体像—2005年調査結果の概要」北大法学論集 57 卷 3 号 1401-1476 頁 (2006) 査読無
- ⑧ 松村良之・木下麻奈子・藤本亮・山田裕子・藤田政博・小林知博「現代日本人の法意識研究の理論モデルとリサーチデザイン」北大法学論集 57 卷 3 号 1477-1532 頁 (2006) 査読無
- ⑨ 木下麻奈子 「法制度と一般人の接点—法律の専門家と非専門家の思考の差異—」リーガル・エイド研究 第 12 号 65-81 頁 (2006) 査読無

[学会発表] (計 6 件)

- ① (2007) "The Attitudes of Japanese People Towards Law and Court." Joint Meeting of Law and Society Association & Research Committee on Sociology of Law in Berlin. At Humboldt University in Berlin. Comparative Disputing Behaviour. Session #1106.
- ② (2007) 「日本人の法への態度は、どのように変わったか」日本法社会学会学術大会 於新潟大学
- ③ (2006) 「裁判制度への構造を規定する要因について」文部科学省科学研究費・特定領域研究「民事紛争全国調査」紛争行動調査結果報告全体会議 於明治大学
- ④ (2006) "Who fears using court?: The Structure of Court Image in Japan." At Law and Society Association Annual Meeting in 2006 in Baltimore, the USA. Roundtable - Comparative disputing behavior Session #2318.

⑤ (2005) 「現代日本社会における法意識」国際研究集会「法化社会における紛争処理と民事司法—問題経験・紛争行動と法意識」文部科学省科学研究費・特定領域研究「民事紛争全国調査」紛争行動調査結果報告 明治大学大学院法学研究科・法と社会科学研究所 於明治大学

⑥ (2005) "The Model of the Legal Attitude Survey in the 21st Century." 科学研究費特定領域「民事紛争全国調査」研究会 於明治大学

[その他]

ホームページ等

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ilss/tokutei.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木下 麻奈子 (KINOSHITA, MANAKO)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号: 00281171